

# 特定有害物質一覧（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例第2条第8号より

分類	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質	クロロエチレン
	四塩化炭素
	1, 2-ジクロロエタン
	1, 1-ジクロロエチレン
	1, 2-ジクロロエチレン
	1, 3-ジクロロプロペン
	ジクロロメタン
	テトラクロロエチレン
	1, 1, 1-トリクロロエタン
	1, 1, 2-トリクロロエタン
	トリクロロエチレン
	ベンゼン
	第二種特定有害物質
六価クロム化合物	
シアン化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
砒素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
第三種特定有害物質	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名「シマジン」）
	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名「チオベンカルブ」）
	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名「チウラム」）
	ポリ塩化ビフェニル
	有機燐りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名「パラチオン」）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名「メチルパラチオン」）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名「メチルジメトン」）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名「E P N」）に限る。）